

指 示

平成26年10月7日

静岡県知事
川勝 平太 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成25年10月3日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

静岡県富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び小山町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成25年10月3日

静岡県知事
川勝 平太 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年11月5日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

静岡県富士宮市、富士市、御殿場市及び小山町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。